

## 結核健康診断事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条第1項に基づき結核健康診断事業に要する経費に対し補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び補助金の交付額の算定方法)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、法第53条の2第1項の規定による学校及び施設における定期健康診断とする。

2 この補助金の交付申請額は、別に定める結核定期健康診断予防接種事業補助金交付基準（以下「交付基準」という。）により算出した額とする。

(1) 対象経費の支出済額と補助基準額と比較し、何れか少ない額を補助基準額とし、この基本額から補助事業に係わるその他の収入額を控除した額に補助率3分の2を乗じて得た額とする。ただし、円未満の端数は切り捨てることとする。

(2) 補助事業の対象経費は、各事業の実施に必要な職員手当（特殊勤務手当）、報酬、賃金報償費（報償金）、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料及び医薬材料費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料及び損害保険料）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費及び公課費とする。

(交付申請)

第3条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書には、次に掲げる書類を添付し、毎年10月末日までに市長に提出するものとする。

(1) 結核健康診断補助申請額明細書（第1号様式）

(2) 補助事業にかかる歳入歳出決算見込書（第2号様式）又は支出に関する領収書の写し

(3) 結核健康診断実施成績表（第3号様式）

(4) その他市長が必要と認めた書類

(変更の承認)

第4条 規則第6条に規定する事業計画変更申請書には、前条各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、事業を休止し、又は廃止する場合は、この限りでない。

(実績報告)

第5条 規則第10条に規定する実績報告書には、次に掲げる書類を添付し、事業完了後速やかに、又は翌年度4月末日までに市長に提出するものとする。

(1) 結核健康診断事業内訳書(第4号様式)

(2) 補助事業にかかる歳入歳出決算見込書又は支出に関する領収書の写し

(3) 結核健康診断実施成績書

(4) その他市長が必要と認める書類

(関係書類の保存期間)

第6条 規則第8条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助完了の日の属する市の会計年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

結核健康診断補助事業申請額明細書

区 分		支出済額	補助基準額	補助基本額	補助率	補助申請額
健康診断	間接撮影	円	(C1) 円	円		
	直接撮影		(C2)			
精密検査			(D)			
合 計					2 / 3	円

- 備考 1 「支出済額」の欄には実際に支出した額を記入してください。  
 ただし、健康診断の実施に伴って生じた寄付金等の収入がある場合は、その額を控除した額を記入してください。
- 2 「補助基準額」の欄には、「結核健康診断実施成績表」の合計額(A)=(A)、同(B)=(B)、同(C)=(C)になるよう記入してください。
- 3 「補助基本額」の欄は、各事業ごとに「支出済額」又は「補助基準額」のいずれか少ない額を記入してください。
- 4 「補助申請額」の欄には、「補助基本額」の合計額に補助率を乗じて得た額を記入してください（円未満の端数は切り捨てます。）

第 2 号様式（第 3 条関係）

補助事業に係る歳入歳出決算見込書

（ 年度）

款項目	予算現額	支出済額	節			備考
			種別	予算現額	支出済額	

結核健康診断実施成績表

区	分	対 象 人 員 (人)	実 施 人 員 (人)	健 康 診 断					精密検査（医療機関のみ）				発病のおそれのある者 (人)	発見患者数 (人)	
				間 接 撮 影		間 接 撮 影 合 計 額	直 接 撮 影		直 接 撮 影 合 計 額	通 常 (人)	直 接 省 略 (人)	直 接 の み (人)			精 密 検 査 合 計 額
				保 健 所 (人)	医 療 機 関 (人)		保 健 所 (人)	医 療 機 関 (人)							
学 校	大 学					/			/				/		
	短 期 大 学					/			/				/		
	高 等 学 校					/			/				/		
	専 門 学 校 等					/			/				/		
施 設						/			/				/		
人 員 計 (A)						/			/				/		
補 助 基 準 単 価 (B)		/	/	円	円	/	円	円	/	円	円	円	円	/	/
補 助 基 準 額 (A) × (B)		/	/	円	円	(C1) 円	円	円	(C2) 円	円	円	円	(D) 円	/	/

- 備考 1 この表中の各人員数は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の7の規定による報告の数と一致します。
- 2 教職員や施設で働いている方は、補助対象外となります。
- 3 入所施設の場合、既に入所している方に対する健康診断のみが補助対象となり、新たに入所するために実施する健康診断は、補助対象外となります。

第4号様式（第5条関係）

結核健康診断補助事業内訳書

区 分		支出済額	補助基準額	補助基本額	補助率	補助申請額
健康診断	間接撮影	円	(C1) 円	円		
	直接撮影		(C2)			
精密検査			(D)			
合 計					2 / 3	円

- 備考 1 「支出済額」の欄には実際に支出した額を記入してください。  
 ただし、健康診断の実施に伴って生じた寄付金等の収入がある場合は、その額を控除した額を記入してください。
- 2 「補助基準額」の欄には、「結核健康診断実施成績表」の合計額(C1) = (C1)、同(C2) = (C2)、同(D) = (D)になるよう記入してください。
- 3 「補助基本額」の欄は、各事業ごとに「支出済額」又は「補助基準額」のいずれか少ない額を記入してください。
- 4 「補助申請額」の欄には、「補助基本額」の合計額に補助率を乗じて得た額を記入してください（円未満の端数は切り捨てます。）。